

佐渡市老朽危険廃屋対策支援制度（補助金交付制度）の概要

平成 28 年 4 月 環境対策課

1 趣旨

佐渡市では、市民の安全・安心の確保及び良好な景観を形成することを目的に、市内の老朽危険廃屋の解体又は撤去を行う方に対し、補助金制度を設けています。

市内の個人又は集落が所有する木造建築物のうち、主要構造部が朽ち周辺的生活環境に影響を与える廃屋の解体又は撤去に係る経費の一部を補助することで、所有者自らが行う老朽危険廃屋の解体の促進を図ります。

2 老朽危険廃屋とは

- (1) 市内に現存する木造建築物の内、概ね 25 年以上経過し屋根、柱、その他主要構造部が朽ちているもの。
- (2) 適正に管理されていないことにより、周囲に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 現に使用されていないもの

3 補助対象者

次のいずれかに該当する方で、市税等の滞納がない方

- (1) 老朽危険廃屋の所有者（または、相続人など）
- (2) 老朽危険廃屋の所有者から委任を受けた者
- (3) 老朽危険廃屋を所有している集落

4 補助対象となる老朽危険廃屋

- (1) 個人または集落所有であること。
- (2) 建替えや土地の譲渡が目的でないこと。
- (3) 公共事業等による移転、建て替え等の補償の対象でないこと。
- (4) 複数人の共有である場合は、当該共有者全員の同意を得ること。

5 補助対象となる経費

- (1) 老朽危険廃屋の解体又は撤去に係る経費
 - (2) 工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分に要した経費
 - (3) 解体工事及び廃材等の処分に付随して行う工事等に係る諸経費
- ただし、老朽危険廃屋に附属する浄化槽等、地下埋設物撤去に係る経費や動産（家具、家電など）の処分費は対象としない。

6 補助金の額

補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、50 万円を限度額とする。
算出した補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

7 事前相談・申請期間

平成 28 年 4 月 11 日（月）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

8 交付申請における添付書類

- (1) 老朽危険廃屋の位置図(敷地内のどの建物か見取図等により明確に示すこと。)
- (2) 解体又は撤去経費の見積書の写し
- (3) 現況写真(遠景、近景)
- (4) 所有者以外が申請する場合は、所有者の委任状
- (5) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (6) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (7) 解体を行う事業者の建設業の許可書の写し又は解体工事業者登録票の写し
- (8) その他、市長が必要と認めるもの

9 交付決定

申請書審査及び現地調査を実施し、危険度の高いものを優先のうえ決定し、通知する。

10 交付申請の変更及び中止

補助事業の内容を大幅に変更又は中止をしようとする者は、事業変更（中止）承認申請書を市長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

11 実績報告

- (1) 解体・撤去等経費の領収書の写し
- (2) 完了後の写真
- (3) 廃棄物処理の証明書等（産業廃棄物管理票等）の写し
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

12 補助金額の確定

市長は実績報告書の内容を審査し適当である場合、補助金額を確定し申請者に通知する。

13 補助金の請求

補助金の確定通知を受けた者は、補助金交付請求書を市長に提出し、補助金交付を受ける。

14 補助金の返還

市は補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請により支給を受けた場合
- (2) 解体又は撤去後 2 年を経過しないうちに住宅、物置等を建設したとき、又は解体又は撤去後の土地を有償で譲渡したとき。

15 注意事項

- ①受付件数が多い場合、審査により危険度の高いものを優先します。
- ②補助金交付決定を受ける前に工事に着手した場合は対象となりません。
- ③建築物を除却することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度の土地の固定資産税が増額になる場合があります。(詳細は税務課にお問い合わせください。)

④補助金交付決定後の工事、書類手続き等は所定の期間まで速やかに行ってください。
佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業のフロー図

● 老朽危険廃屋とは

市内に現存する木造建築物のうち

- ① おおむね25年以上経過し、屋根、柱等の主要構造部が朽ちているもの。
- ② 管理されていないことから、周辺的生活環境に影響を与えているもの。



● 所有する老朽危険廃屋の解体・撤去を検討している…。

- 補助の対象となる要件
- 1 個人または集落所有。
 - 2 建て替え目的でないこと。
 - 3 公共事業等による補償対象でないこと。

申請者

① 所有する老朽危険廃屋についての事前相談
(相談期間を設けています。)



③ 補助金申請書提出

(交付決定となった場合)
⑤ 解体工事着手

市内の建設事業者等への発注

(工事内容等に大きな変更あり)
⑥-1 事業変更(中止)承認申請書

(解体工事終了後)
⑥ 実績報告書の提出

⑧ 交付請求書の提出

佐渡市

② 現地確認のうえ補助金対象
となるか判定・通知

④ 書類審査
補助金交付決定通知

⑦-1 変更内容の確認
変更承認通知

⑦ 実績報告書類確認
補助金交付確定通知

⑨ 補助金の交付

補助対象となる老朽危険廃屋（腐朽状況）の例

外部



内部



□老朽危険廃屋対策支援事業に関する問い合わせ

・老朽危険廃屋の解体・撤去の支援対策

佐渡市役所 環境対策課 環境対策係

TEL:0259-63-3113

FAX:0259-63-2750

□固定資産税等に関する問い合わせ

佐渡市役所 税務課 固定資産税係

TEL:0259-63-5110